

票公報 00850 第3582号 (第3種郵便
認)

2

鳥取縣告示第六百三十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に對して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年十一月十三日

鳥取縣知事石破朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痴及び肝てつ症予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
　　結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

ひな白痢検査

四 実施の期日 別表のとおり 五 検査及び投薬の方法

結核病検査 ベルクリン皮内反応

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

別表

足利

一 実
施 次
二 期

十一月二十一日　十一月二十四日　赤碕町
二十四日　"　二十七日　"

実施場所

二十五日	二十八日	彦名、崎津、富益、夜見
二十六日	"	大篠津、和田、藍野、丸山、須村、真野、大口
二十七日	三十一日	"
二十九日	十二月三日	岸本町
三十日	十二月三日	西伯町
十一月一日	四日	米子市
十一月七日	"	西伯町
十一月八日	"	米子市
十一月九日	"	岸本町
十一月十二日	"	米子市
十一月十四日	"	岸本町
十一月十五日	"	米子市
十一月十七日	"	岸本町
十一月二十二日	"	見本市
十一月二十九日	"	米子市
十二月五日	"	岸本町
十二月十七日	"	米子市
十二月二十二日	"	岸本町
十二月二十九日	"	米子市
十二月三十一日	"	岸本町
十二月三十一日	成美、法勝寺、東長田、上東田、天津、岸本、巖瀬、轢郷、賀野、手間、五千石	"

00855

7 昭和39年11月13日 金曜日 鳥取県公報 第3582号

(第3種郵便物)
(認可)

実施期日	実施区域	肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬	
		名	所
九日	名和町	庄内	
十日	大山町	所子、野田	
十一日	淀江町	淀江	
十二日	名和町	庄内	
十三日	大山町	所子、野田	
十四日	中和町	下中山、羽田井検診場	
十五日	和山町	名和、大雀、上高田、小竹、上坪	
十六日	和山町	長野、東積、樋口	
十七日	時子町	庄内、木科、光徳、奈和、旧奈和	
十八日	和山町	所子、野田	
十九日	和山町	淀江	
二十日	江山町	殿、河内、庄田	
廿一日	和山町	逢坂、中尾	
廿二日	江山町	鳥取県畜産試験場	
廿三日	和山町	川、川本地、大父木地、大父検診場	
廿四日	江山町	上中村、太一垣、出上	
廿五日	和山町	国分寺	
廿七日	赤崎町	赤倉、吉市	

00854

昭和39年11月13日 金曜日 鳥取県公報 第3582号 (認可) 6

二十一日	二十四日	米子市	春日
二十二日	二十五日	伯仙町	大高
二十三日	二十六日	日吉津村	日吉津
二十四日	二十七日	河原町	河原
二十五日	二十八日	散岐	国英
二十六日	三十日	束積、樋口	"
二十七日	十一日	木料、光徳、奈和、旧奈和	"
二十八日	十二月十日	羽田井	"
二十九日	十二月十一日	大雀、上高田	"
三十日	十二月十二日	殿、河内、庄田	"
一月一日	十二月十三日	庄内	"
一月二日	十二月十四日	逢坂、中尾	"
一月三日	十二月十五日	下中山、高橋	"
一月四日	十二月十六日	名和	"
一月五日	十二月十七日	長野	"

00853

00858

鳥取市、倉吉市、若桜町、用瀬町、船岡町、八東町、
智頭町、郡家町、河原町、佐治村、岩美町、国府町、
福部村、鹿野町、青谷町、気高町、三朝町、東郷町、
羽合町、北条町、大栄町、東伯町、赤崎町、関金町、
泊村、中山町、名和町、大山町、岸本町、溝口町、江

一 作業種類 基本測量（地形図補測調査）

二 作業地域

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 実施の期日
昭和三十九年十一月二十七日から十二月二十六日まで

五・注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

昭和三十九年十一月十三日

鳥取県告示第六百三十九号
次のとおり基本測量を終了した旨建設省国土地理院長
から通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第二百
八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

月以内のものを除く。

四 実施の期日

昭和三十九年十一月二十七日から十二月二十六日まで

府町、日野町
三 終了年月日 昭和三十九年十月十日

鳥取県告示第六百四十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条
の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条
第一項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

ひな白痢検査

日 吉 津 村

十二月

二 日

三 日

伯 仙 町

実 施 期 日 実 施 区 域 実 施 場 所
十一月二十四日 用瀬町 郡家町 各種鶏場巡回

二 十 五 日 八 東 町 佐治村
二 十 六 日 " " "
二 十 七 日 船岡町 河原町
二 十 八 日 " " "
二 十 六 日 境港市 米子市
二十七日 " " "
三十日 " " "

鳥取県告示第六百三十八号
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年十一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 縣下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一

登録番号	肥料の名称	保証成分量(ペーチャム)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県第3582号	マンガン・ホーン有機入り梨完全複合肥料	窒素全量 内アソニニア性窒素六九 りん酸全量 内可溶性りん酸 カリ全量 内水溶性カリ く溶性マンガン く溶性ホーン	倉吉市越畠町1-408 倉吉市農業協同組合 組合長理事 江 誠 哲 〇一六七四五五〇八〇四〇三〇〇五〇八〇四

公 告

昭和39年10月16日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和39年11月13日

鳥取県知事 石 破 二 朗	木村 修身	謙谷 収	今鳥 茂
田中 英雄	矢倉 金繁	山本 隆晃	中田 吉人

昭和39年10月16日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。
昭和39年11月13日
鳥取県知事 石 破 二 朗
木村 修身 謙谷 収 今鳥 茂
田中 英雄 矢倉 金繁 山本 隆晃
中田 吉人

発行者 鳥取県鳥取市東町1丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
〔社團 一部販賣 11月10日(添配表共)〕